

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	現行
<p>(排水基準)</p> <p>第 17 条 条例第 36 条第 1 項に規定する規則で定める排水基準(次項及び第 3 項において「排水基準」という。)は、別表第 7 の有害物質の欄に掲げる有害物質の種類ごと又は同表の生活環境項目の欄に掲げる項目ごとに、同表に掲げる有害物質の量又は項目の数値とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第 6 の 1 の項に掲げる施設に係る排水基準は、別表第 7 の 2 に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>3 別表第 6 の 18 の項に掲げる施設を設置する工場等(以下この項及び第 17 条の 3 第 2 項において「共同処理場」という。)に係る排水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等の属する排水特定施設の区分に属するものとみなして、別表第 7 又は別表第 7 の 2 の排水基準を適用する。この場合において、当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。</u></p> <p><u>(条例第 36 条第 3 項の規則で定める量)</u></p> <p>第 17 条の 2 条例第 36 条第 3 項の規則で定める量は、別表第 6 の 1 の項に掲げる施設を設置する工場等にあつては 1 日当たりの平均的な排水の量が 7.5 立方メートルとし、それ以外の工場等にあつては 1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートルとする。</p> <p><u>(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準)</u></p> <p>第 17 条の 3 条例第 36 条第 3 項に規定する規則で定める霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準(次項において「特定排水基準」という。)は、別表第</p>	<p>(排水基準)</p> <p>第 17 条 条例第 36 条第 1 項に規定する規則で定める排水基準_____は、別表第 7 の有害物質の欄に掲げる有害物質の種類ごと又は同表の生活環境項目の欄に掲げる項目ごとに、同表に掲げる有害物質の量又は項目の数値とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

7の3に掲げるとおりとする。

2 共同処理場に係る排水水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等の属する排水特定施設の区分に属するものとみなして、別表第7の3の特定排水基準を適用する。この場合において、当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場等につき異なる許容限度の特定排水基準が定められているときは、それらの特定排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

## 第18条 略

(排水の排出の制限に係る特例)

第19条 条例第42条第2項(条例第42条の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)及び第44条第3項の規則で定める施設は、別表第6の10の項及び13の項から18の項までに掲げる施設とする。

2 条例第42条第2項及び第44条第3項の規則で定める期間は、3年とする。

## 第20条 略

(排水等の汚染状態の測定等)

第21条 条例第46条第1項前段の規定による排水の汚染状態の測定は、当該工場等の排水口において排出される排水について、次の各号に定める回数以上行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 霞ヶ浦及び北浦水域に当該工場等から排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル未満の者(設置している排水特定施設が51人以上200人以下の処理対象人員であるし尿浄化槽のみのものを除く。)に

## 第18条 略

(排水の排出の制限に係る特例)

第19条 条例第42条第2項 \_\_\_\_\_ 及び第44条第2項の規則で定める施設は、別表第6の10の項及び13の項から18の項までに掲げる施設とする。

2 条例第42条第2項及び第44条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

## 第20条 略

(排水等の汚染状態の測定等)

第21条 条例第46条第1項前段の規定による排水の汚染状態の測定は、当該工場等の排水口において排出される排水について、次の各号に定める回数以上行うものとする。

(1)～(3) 略

あつては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水水については同号イ及びウに掲げる項目について1年に1回

(5) 略

2～8 略

別表第6 排水特定施設(第15条, 第19条, 第27条関係)

1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであつて、260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。 <u>別表第7の2, 別表第7の3及び別表第8において同じ。</u> )
2～18	略

備考

この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。

(4) 略

2～8 略

別表第6 排水特定施設(第15条, 第19条, 第27条関係)

1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであつて、260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。_____別表第8において同じ。)
2～18	略

備考

この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。

改正後

現行

別表第7 排水基準 (第17条第1項関係)

別表第7 排水基準 (第17条関係)

水域		生活環境項目	有害物質
略	略	略	略

水域		生活環境項目	有害物質
略	略	略	略

備考  
(削る。)

1 この表の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、涸沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、涸沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域とする。

2 この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。

3 この表において「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 この表に掲げる有害物質(ふっ素及びその化合物を除く。)以外の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が、霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域にあっては30立方メートル未満(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては10立方メートル未満)である工場等に係る排水については、適用しない。

5 この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。

6 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って、それぞれ適用する。

備考

1 別表第6の1の項に掲げる畜舎については、この表の排水基準は適用しない。

2 この表の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、涸沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、涸沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域とする。

3 この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。

4 この表において「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

5 この表に掲げる有害物質(ふっ素及びその化合物を除く。)以外の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が、霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域にあっては30立方メートル未満(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては10立方メートル未満)である工場等に係る排水については、適用しない。

6 この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。

7 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って、それぞれ適用する。

別表第7の2 畜舎に係る排水基準（第17条第2項関係）

（新設）

項目		生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
工場又は事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	30
	1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200
霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル以上のもの	120	160	120	160	150	200

備考

- この表において「霞ヶ浦及び北浦水域」とは、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域とする。
- この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

別表第7の3 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準(第17条の3第1項関係)

(新設)

項目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
工場又は事業場の区分 下欄に掲げるもの以外のもの	20	25	20	25	30	40
畜舎を設置するもの	120	160	120	160	150	200

備考

- 1 この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- 2 この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。